

「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」及び「メソトリオン」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 8 年 10 月 13 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

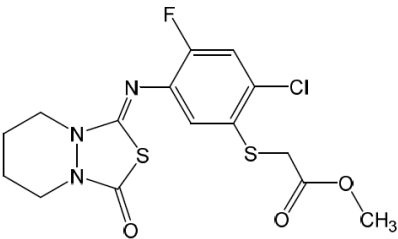
1. フルチアセットメチル
2. プロパルギット
3. ペンシクロン
4. メソトリオン

フルチアセットメチル

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年9月18日～9月20日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	フルチアセットメチル (Fluthiacet-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	イソウラゾール系の除草剤である。葉緑体中のクロロフィル生合成経路の酵素を阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。 (HRAC分類：14)	
日本における登録状況	初回登録年	2002年
	登録農薬数	2
	適用作物	だいず、とうもろこし、飼料用とうもろこし
	使用方法	畦間雑草茎葉散布、雑草茎葉散布、全面散布
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：とうもろこし、大豆等 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成23年11月15日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成26年12月 2日 食品健康影響評価結果を通知 【2】 平成28年10月11日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成29年 1月17日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.001 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

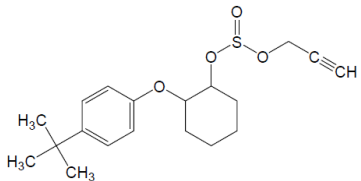
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロパルギット

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年12月25日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	プロパルギット (Propargite)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	亜硫酸エステル系の殺虫剤である。ミトコンドリアのATPアーゼ阻害及びモノアミン酸化酵素阻害により、殺虫作用を示すと考えられている。 (IRAC分類：12C)	
日本における登録状況	初回登録年	1967年
	登録農薬数	1
	適用作物	果樹
	使用方法	散布
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg体重/日 (1999) ARfD = 設定の必要なし (1999)
	国際基準	トマト、核果類等
	諸外国	米国：ばれいしょ、オレンジ等 カナダ：りんご、すもも等 EU：オレンジ、茶等 豪州：りんご、核果類等 ニュージーランド：かんきつ類、核果類等
食品安全委員会での評価等	【1】 平成19年 3月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果を通知 【2】 令和 2年12月14日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 3年 6月 8日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.0098 mg/kg体重/日 ARfD = 1 mg/kg体重	

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

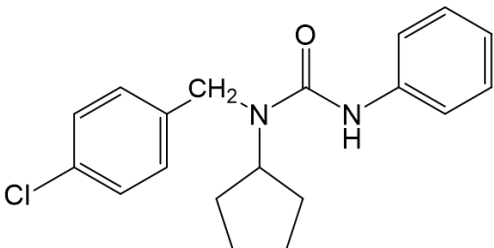
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ペンシクロン

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年12月18日～12月24日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	ペンシクロン (Pencycuron)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	尿素系の殺菌剤である。菌糸の成長を停止させ、形態に異常を発現させることにより、殺菌作用を示すと考えられている。 (FRAC分類：20)	
日本における登録状況	初回登録年	1985年
	登録農薬数	11
	適用作物	稲、ばれいしょ等
	使用方法	散布、種いも浸漬等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	EU：かんきつ類、レタス等 豪州：ばれいしょ 米国、カナダ、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 9月13日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年10月16日 食品健康影響評価結果を通知 【2】 令和 3年 5月19日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 3年10月 6日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.053 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

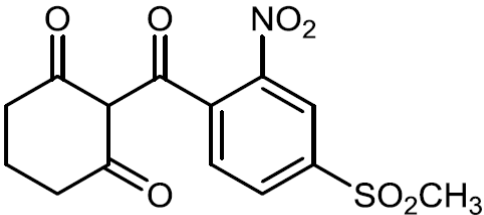
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メソトリオン

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年12月25日～12月26日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	メソトリオン (Mesotrione)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	トリケトン系の除草剤である。植物のカロチノイド生合成系に関与する酵素を阻害し、白化症状を発現させることで、植物を枯死させると考えられている。 (HRAC分類：27)	
日本における登録状況	初回登録年	2010年
	登録農薬数	29
	適用作物	移植水稻、とうもろこし等
	使用方法	湛水散布、全面土壌散布、雑草茎葉散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.5 mg/kg体重/日 (2019) ARfD = 設定の必要なし (2019)
	国際基準	アスパラガス、かんきつ類等
	諸外国	米国：とうもろこし、アスパラガス等 カナダ：とうもろこし、大豆等 EU：とうもろこし、さとうきび等 豪州：アーモンド、アスパラガス等 ニュージーランド：とうもろこし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成19年 4月 9日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成21年 3月26日 食品健康影響評価結果を通知 【2】 平成26年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成27年 2月 3日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.003 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議